

賀茂注進雑記 第七 社家 官位 諸司 釈注 (補注)

藤木文雄

補注 1) 往来田制度

児玉幸多「賀茂別雷神社の往来田制度」、同「往来田」(荘園史辞典)より要約。なお、中世の賀茂社氏人の諸制度についての総括的な論文に須磨千穎氏の長編「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」(1~12、未完)がある。

① 制度のあらまし：賀茂別雷神社の氏人共有の田地で140に区分されていて、年齢順に140人に給与される。その氏人が死亡したり、神主、禰宜などの社司に任じられたときは、社中に返還して次の順位の氏人(未給者の最高年齢者)に給与される。社務で死亡したときは遺族に10ないし15年に亘って給与した例もある。社中と氏人の間を往来するので往来田という。別名廻給田。

同じ仕組みで給与されるものに、貴布禰田(57人分)、老者田(10人分)、河原畑(23人分)があり、往来田と併せ給与した。

近世の地割制度とも異なり、賀茂氏の一族間に平均に配分するという特殊制度が数百年間も存続した例は他に見られない。

② 起源：嘉元元年(1303)年、一条以北の水田が徳政によって社家に返されたときに、70町の土地を五反づつに分けて氏人へ年令順に配当したのに始まる(澤地直一「南阿記」に引く社務記、経久日記による)。往来田古帳(応仁元年<1467>写)によると、大宮、河上、中村、岡本、小山の五郷に一反づつ存していたが、太閤検地などでこの区分は壊れ一ヶ所にまとめられた。江戸時代には受給資格は年令のほかに一定の神事に勤務することなどの条件が加わった。

③ 仕替田：一人当たり平均して7~8石であったが、田地の上下の品位によって12~13から6~5石までのばらつきがあった。そこで給与された田地を一旦返して良田が上り田(返還田)になるのを待って受け取る仕替田の制度もあった。

④ 管理：耕作は社領の農民が作人として行った。この作人職の売買は認められた。また、氏人より下位の刀禰、神人にも夫々廻給田が給与された。

⑤ 終焉：明治維新社禄廃止のときに公債を下付して上知させ、これを以って制度は消滅した。即ち、明治4年1月の社領上知の後京都府管属の士族に編入され府より家禄を削減の上暫く給付は継続したが、明治9年家禄を廃止し30年償却の金禄公債証書を下付した(明治9年8月5日大政官布告第108号)。秩禄処分といわれる。因みに、士族の大半に与えられた七分利付公債は全国平均415円で年間の利子は29円強、一日8銭。当時大工の日当は45銭、土方人足で24銭。元本を廉価で処分する以外に生計の途はなかった。折からの超インフレが加って公債価格の暴落に拍車をかけた(藩令弘備：秩禄処分による)。明治政府の「座食の徒を排する方針」の反映といえる。

ハ) 諸役人

本文中、「神事祭礼の神役等社司に相次いで勤来り候、神前の結番昼夜懈怠なく勤申候」と社司以外の氏人も神役を担ったがその役職名が本文に諸役人として掲出されている。神事祭礼の神役にとどまらず惣中(中世半ばに畿内の郷村で成立した自治的共同体)の諸役も渾然一体として記されている。前記須磨論文によって下表に要約する(また、同論文には注進雑記が記さない氏人の諸役も記されている。神事との関わりから省略されたと思われる。①沙汰人②雑掌③物書(以上三職を六役と総称)④田舎下⑤評定衆⑥浄衣衆⑦勘定使(勘定衆)⑧社頭月奉行⑨草草奉行の九役。詳細は同氏論文参照)。なお氏人兼帯以外のいわゆる地下役人(下人)については同教授論文は該当部分が未発表で現在詳しい資料を欠く。同名の役職について記した下社の「10ヶ条区別注進書」を手掛りに、須磨論文の欠ける所を補って作成した。

諸役人一覧表・その一(氏人中兼役)

役職名 <small>(括弧内は中世の呼び名)</small>	定員	役目	選任・出身・任期	その他
1 代官 (別称代官衆)	5人 (10人)	1) 一般に正員の事故ある場合の職務代行者(これは普通名詞) 2) 戦国期初期以降、諸国社領の収納が絶えて神事勤仕の財政基盤が失われ撰末社の社司が関けたため氏人の中から交番で撰末社の神事を勤めた 3)寛文以降、撰末社の社司の復任に伴い役割が縮小し、境内小社への卯杖・燃灯献進、御棚会の盛付け、貴布禰神事の祠官補佐、競馬会の馬列の整理などに限ようになった。	2)の場合、毎年5月から一年。氏人の中から一年間交番で勤めた。	2)当初定員は10人。片岡、貴布禰など撰末社8社を担当。 3)の形態への移行は寛文4年以降、このとき定員も五名に減った。
2 精進頭 <small>しょうじんとう</small> (郷ノ頭人、番頭氏人)	5人	1)天下安全祈禱のため、毎日参籠、当社両度参詣、丑の日毎貴布禰参詣。貴布禰参詣の他禁足、荒薦に座し精進潔斎汚穢不浄不見。 2)本来は五郷の御結鎮、御棚会神事の頭人。	若衆(但し無足人)の中から氏人老若一同評議で定めた。小野郷をのぞく五郷に付き一人を選ぶ。 任期は正月16日から翌正月16日の一年。五箇条の規定があった。	所有田地に賦課される結鎮銭400文免除。 精進頭を務めないうちは往来田の受給資格なし。
3 忌子 <small>いご</small>	氏女 1人	五穀豊稔を祈願する年中神事に奉仕。即ち、土解祭、植御祭、御田刈、相嘗祭など。常は境内の忌子殿に勤務。小山郷(現花ノ木町)に忌子田あり、忌子が田植神事を行うが給田も兼ねる。下	氏人の家より選ぶ女性。 (社司等の女子を以これに補す)。	賀茂神官鴨氏系図などには祝と並び斎祝子の名があり累の時代の女性神官の名残を留める。玉依媛の後身の阿礼乎止女の役

		鴨にも存在、「御影山御祭儀」に葵祭の勤仕の様様を記す。		割は斎院が担ったが建仁2年(1212)廃絶。
4	神子 氏女 8人	本社には神子は存在せず、貴布禰のみにおかれた。神子8人は八乙女として芝田楽の舞姫や、葵桂懸けの役を勤めた。これとは別に惣代巫という神子が一人あって平素賀茂神主の代役を勤めた。	八乙女 ^{やつねとめ} は賀茂社家出身の女性。 惣代巫は「自賀茂置之」とされたが在地の異姓の可能性もある。	八乙女の設置は14世紀初期。惣代巫は13世紀初カ。 惣代巫は貴布禰の巫女屋に勤める。八乙女には一〜二反の給田。
5	御服女郎 (御服上臈) 氏女 5人	御服所(別当)に付属して神服や社務の装束・競馬会の装束などの縫製に携わる。	賀茂氏の女性。 起源は中世に遡る。	氏人140人の家領のうち御服上臈給が含まれた。給田五石は氏人の家領の収納分から渡された。
6	御秣女郎 (御馬草上臈) 氏女 1人	神社で飼養する神馬や競馬の馬などに飼葉を飼う任。また、白馬奏覧神事で神馬に洗米を飼う。 御馬別当の所管。	賀茂氏の女性。小童子一人(賀茂氏)を伴う。	1月17日、社務他貴布禰に騎馬で参詣、歩射神事を行う際礼銭百文を渡す。また御結鎮銭下行から500文(後212文減額)。但河奉行に渡る。
7	贅殿別当 (別当大夫) 1人	神前に供える魚鳥などの調進に当たる贅殿を司る。 贅殿の仕事を中心としたが年中神事に関わり社司等の介添え的な内容に関わった。	關取1年遷替。中世には世襲の家職で惣中の物書きとは別に日記を記録。 補任は社恩次第。	遷官の時、大工への禄物の給付、神宝の筆録、官司の実検の立会い、神服調進、猿楽の勅進元、氏神祭の装束準備、相嘗祭の高盛調進。往来田五反給付。
8	御前預 (預大夫) 1人	年間を通じて諸神事の下準備、介添的な仕事を所司大夫、目代、別当大夫と類似の形で司る。 例：葵撰、神前・境内掃除、内陣台盤の清拭、神前献茶、陰陽師祓のあとの社司の祓などの雑事	氏人より格下の侍身分であったが、文永8年以降は氏人の職。別に氏人以外に小預1人がいた。 系図に見る限り半世襲。	給田は職務給として当初5〜8反。後給米4石5斗。
9	雅楽役 1人	神前で奏する雅楽を司る役。奏	雅楽役(歌役)は氏人の家	職田は楽田(大宮、小

(歌役、雅楽司、 雅楽大夫)		楽を職とする伶人(楽頭二人外七人)の集団を管理統括。御戸開、卯杖など神事で乱声などを演奏。	伝、初出の修理亮成貞から成傳、成詮、以後七代成基、八代成城まで世襲。	山、岡本三ヶ郷に13筆二町一反百貳拾歩)
10 郷司	5人	郷内の田地や用水の支配管理(検地の責任者、郷の公事の責任、惣の水支配の郷民への伝達、新開田、用水敷設に当たり郷単位で惣を代表)を主要な職務とし収納にも携わり、御棚会など神社の年中行事にも関わる。	河上、大宮、小山、中村、岡本郷に各1人。岡本郷司が小野郷司を兼役。寛治寄進の4郷が境内6郷に再編された時設置。当初は小野郷も専任。選任は闔取。	郷司の給田は河上、中村の二郷に17筆計一町九反半、これを五郷司へ配分。小野郷の兼役は鎌倉末期以後、山間散在の郷の特殊性による。精進頭同様
11 田所奉行 (田所)	5人	社領田地の管理を主務。郷司の上役として田地管理の総責任者の立場で郷司作成の検地帳を監査の上総田数を計算して記入。年中行事として田所始、御棚会のための御結鎮銭徴収。特殊任務に正祝の祝部田(岡本、中村、大宮三ヶ郷に52筆4町8反余、と公事名35筆5町半反)の連帯管理責任。	小野郷を除く五郷に1名ずつ置く。精進頭と密接に関係(御棚会)。	給田一反ずつ。御結鎮銭収納額から一貫五百文ずつ。
12 侍所所司 (所司大夫・所司カ)	1人	目代そのたの諸役人と共に、主要な神事の下準備、介添役を担う。 1 神服、社司、乗尻の装束類の準備調達。2 神前の御供、神事の饗膳の準備。3 土器の収納。4 祭の廻文の作成・回覧、5 乗尻の差定。6 八社の灯籠貼。7 精進頭の参籠雑具の取揃。8 社殿・境内の掃除役の差定。9 神祭時に神主の補助、貴布禰参詣の供。10 社司・氏人間の伝達、催促、披露。盗賊・犯人の追捕。	社恩次第。社務の社恩として補任。 別に所司代もいた。所司の代官か不詳。公用銭の収納に当たる。	中世の所司大夫と同じか未確認。 一定の給分あり(5斗)現物給付も。
13 目代	1人	御結鎮銭の徴収責任者。正税の収納にも携わる。年中神事に深	鎌倉時代は社務による特定人物の恩補(氏人と限	給分は職田・目代田、5筆6反(小山、河上、

		く関わる。氏神祭、卯杖、田所始、武射神事、三月節供、五月競馬会などに関わる。年間17回に亘り神事の松明を用意。社務の拝賀・貴布禰参詣の供奉。盗賊出来、境内での死体遺棄の処理の責任者。	らず)社務の代官。戦国期以降は氏人中より選出し任期1年となった。特に御結鎮銭の算用を役目とする氏人の所役の目代代もあり給分あり。	中村三ヶ郷)。また、御結鎮銭徴収分から差し引く形で一定額の給分。「御目代」の敬称は任命権者の社務に対するもの。
14 棚所 (棚所奉行)	1人	御棚会神事の諸郷の御棚に関係する職と見られるが、詳細の史料を欠く。		慶長2年の改定に主得分1石3斗5升。「 <u>貴布禰御料前々の如く御賄いの事有るべし。</u> 」
15 御服所 (御服所別当)	1人	神服の調進に当たる御服所を管轄。ただ、戦国期の所役の記録には1御棚会の夜赤・青・黄310帖の薄様を別当に渡すことが特別で、12月きらめきに参ること、正月の爆竹の供出を諸役人と共に勤める。	社務補任記明徳5年(1394)が初出。御服調進は所司大夫、別当大夫と三者で勤めるが之を御服別当が管轄する。御服所女郎5人が付属。	氏人惣中から神服料・御服料を受け取って業務を遂行。費用は所司大夫が受け取って必要分だけ御服所に渡す。当初2貫950文、慶長2年改正後1石3斗5升。
16 御馬別当 (御馬田御奉行)	1人	神社の保有する馬の管理。地下役人の御馬先生を管轄して馬の飼養・調教を司る。		大宮郷ほか22筆2町2反の御馬田の収納は御馬別当の責任。
16 落田奉行 (落田方別当)	1人	落田は社司等に配分された往来田が神社に借り上げられて社頭修理田に姿を変え、代々の社務が知行したものを称する。落田奉行はこれを管理・収納した。		落田はからみ帳には一切現れないが、雑役田などの中に含まれるカ。落田は5町歩と推計(落田御結鎮銭500文から逆算)
18 作所奉行	1人	職務の中心は殿舎等の作事を担当。正大工以下の番匠を指揮。精進頭の籠りの屋・競馬神事の囲い・頓宮屋の持え、三毬杖の供出、四月午之日神事での中門の葵桂懸け。	鎌倉時代の社殿造営の際、造管用木材の確保、施斎の畳の調進、番匠等の饗膳の準備などに働く、番匠以下の作事従事者の上位に立つ、兵衛尉・右馬允等の名の臨時	年間色々の名目の収納分があり、合計銭一貫767文、米8斗3升。慶長2年改正で1石3斗5升。

			の「作所行事」に遡る。 常置は戦国期以降。	
19 山奉行 (社家山奉行・社家山守)	1人	五山山奉行とは別の職。共に盗伐の取り締りに当る。一葉一技も私曲を許さず。		中世後期には山杜田7筆計7反180歩。慶長2年1石4斗に改定。御馬飼料450文。
20 河奉行	1人	境内を流れる御手洗河などの管理に任じ、神事に必要な一定の漁獲(雑魚)を確保する役。禁河に梁や堰を設けて漁をし、蟹をとることは禁制。その執行も役目の一。		各荘園の公用銭から差引く形で収納分が記されている。御結鎮銭下行も渡された。慶長2年改正1石4斗。
21 山守 (五人山奉行・五人山守)	5人	社家山奉行と共に盗伐取締りのため社領の山を徘徊。左義長の際、社頭衆(社頭月行事)と共に奉行した。	室町期以前の記録には現れず。別名惣之山守。社家之山守に対する称。	御結鎮銭の中から給分を定額支給。一貫五百文。一人当たり300文。
22 収納奉行	2人	惣中、又は神社の知行する所領からの公用銭・御結鎮銭・懸銭などの収納を任とした役。ただし、現実に収納に介在した記録はない。	氏人中より鬮取。天文4年より終始選任の記録残る。	得分を取得する名目上の役職カ。
22 陰陽寮 (陰陽大夫)	1人	穢れを祓う職掌。四月中酉日の祭礼、十一月臨時祭の時御供えや社司の身体を祓い、五月節供の競馬会の前三日間乗尻家門御祓、夏越祓で麻祓で社司氏人の身体を祓、矢刀禰の持つ茅輪を祓。馬の祓えは所司大夫の役。	陰陽寮の陰陽師と区別して社家の陰陽師と称した。嘉元遷宮では着座を廻って陰陽寮の官人が祓に不参した諍いなどがあった。	給田として陰陽田計9反。目代収納の御結鎮銭から80文を御祓料として受け取る。正月16日の饗膳にも一人前が下行。
24 河口絵師	1人	役割に関する史料不詳。五郷図師5人と関係あるか。	河口は田口膳部と共に家名カ。家職であろう。	給田5筆3反。外に御結鎮銭収納より160文。

以上須磨千頼「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」(1~12、未完)の内容を要約表示した。須磨教授の記述の対象は中世の状況が主体であるが、近世への変遷の経過も示され、注進雑記の示すのは延宝8年時点の姿だが、この近世の状況も中世と大きく変わらないと述べられている。注進雑記は以上24職を掲出するが同教授の論文はこれに含まれない前記九つの役職にも触れている。そのうち重要なものは別記の「集会制度」の項で表出する。

諸役人一覧表・その二(氏人兼帯以外・通称地下役人又は下人)

役職名(括弧内は中世の呼び名)	定員	概 要
1 伶人楽頭	9人	楽頭2人と楽人7人を社家の雅楽役が統括した。10名で神事の典楽を奏した。
2 田口膳部	1人	神事の饗膳を担当か。所司大夫の指揮下か。青侍は一般に貴族の家に仕える身分の侍をいい、あおは六位の位袍の深緑色にちなむ。下社の膳部は従六位。田口は家職の家名カ。下社の「 <u>区別注進10ヶ条</u> 」に1朝夕御料の調進役、2神酒・土器・若水調進、3献盃の具点検調進、4社司拝賀時の饗膳、勸盃の酌の役とあり、参考になる。
3 刀禰	42人	役目の一つに大田里神楽の奉仕がある。長老の男女2名が演ずる。大田神社が刀禰家の氏神で、もと村里の有力者であったのが大田神社の摂社化のあと賀茂氏に隷属するに至ったものカと。神事奉仕時は白衣を着用。「 <u>区別注進10ヶ条</u> 」は1神事之時持杖警固役、2神宝ヲ庭上持運び、3武射の矢取、4舎屋掃除、5境外摂社の常番と記す。
4 神人	42人	刀禰と並ぶ下役人。刀禰との別は不詳。黄(褐)衣を着用。これも、「 <u>区別注進10ヶ条</u> 」の1賀茂祭時、辛櫃薦等の引退、2御陰神事(賀茂では御生神事)での褐衣を着し、鉾盾葵桂高杯神饌辛櫃担ぎ、3御料の庭上運送、御箸木削、4果物籠組み、5庭燎松明役、6野座の設営、7武射的張、8木造始めの冠木置き、9砂蒔、10遷宮御羽車担ぎ11神前内庭掃除、12社司氏人の杵取笠掛、等の役目があり参考になる。
5 矢刀禰	1人	黄衣を着用。陰陽大夫の茅輪祓に登場するので夏越祓の神事とも関係するカ
6 供御所	1人	齋殿別当(別当大夫)および侍所所司(所司大夫)の下役カ。
7 小目代	1人	目代の下役カ。白衣。氏人の「目代代」とは別。
8 小預	1人	御前預(預大夫)の下役カ。
9 松行事	2人	年17回の神事に必要な松明を目代の下で用意し焚く役カ
10 土器師	8人	神事に必要な土器類の制作調進に当たったカ。注に「深草石見五郎様器」とあり、 <u>下鴨と共用</u> であったかとも解される。「10ヶ条区別注進」は元来膳部の役であったが承暦年中膳部が朝廷から付けられるに及び、神殿、大炊殿、供御所の小預に転じた駈人の家があつて、姓氏録の玉依彦5世の孫西泥土部氏の後裔とする。この駈人の家は深草石見五郎様器職を家職とし中堀、道風の2家と記す。いま境内の土師尾社に祖神の玉依彦を祀る(小森社を合祀)。明治維新時下社摂社賀茂波瀾神社(祭神埴安彦)を新設したため由緒が混乱している。なお、「 <u>様器</u> 」は儀式用の食器、決まった分量で作製。
11 神夫	1人	役割不詳。
12 大炊	1人	大炊は朝夕の御飯炊き、御餅、餠飴、環餅を供す(10ヶ条注進)。
13 山代	1人	山奉行、山守と関係カ。
14 出納	3人	賀茂旧記の承久3年5月15日条に後鳥羽院から六十両を賜った中に、社司、氏人中、経所、刀禰、長、膳部、預、 <u>出納</u> ヶ中とあり、一両を拝領しているが、このときの経所以下は氏人ではない。 <u>蔵</u> を預かり雑具を出し入れする役カ。
15 五郷図師	5人	河口絵師に所属カ。田所や郷司とも関係カ。

16 六郷小使	6人	各郷司の下役カ。
17 御馬先生 <small>おうませんじやう</small>	1人	御馬別当の管轄下で馬の飼養、調教に当る。
18 湯屋翁士	2人	境内にある湯屋(馬場西の小川上にあった)の湯炊きの役カ。
19 鍛冶	2人	本来御太刀、御剣の鍛造に携わったと思われるが形骸化し、寛政年中には「御祭参勤斗に御座候」とある(10ヶ条注進)。上社も同様か。嘉元遷宮記には釘も鍛造したと。
20 番匠	9人	4人と長5人。「10ヶ条区別注進」は「御造営木造始已下所役数多、平常御修理勤之、御祭にも役儀御座候」と記す。正大工、権大工の語も賀茂旧記などに現れるが番匠4人の中か。あるいは江戸時代寛永遷宮の時は幕府正大工の中井家が勤めているのでこの時代は神社には置かれなかったのか後考に待つ。
21 檜物師	1人	檜皮工、檜大工とも。「御造営木造始、御祭等所役御座候」(10ヶ条区分注進)
22 木守	2人	造営修理用材に関係カ 山守や山代とは別役。鍛冶以下は作所奉行の管轄カ。
23 触使 <small>ふれつかい</small>	2人	惣中に社司の決定を触れる役。侍所所司の下役カ。
24 神前所々下番	4人	御前預の下役カ。
25 賀茂聖神寺看坊	1人	看坊は禅宗用語、住持の留守・後見。聖神寺は禰宜男床の時創建されたと伝える延喜式7寺の1に属する官寺。神宮寺の1。摂津米谷荘の領家。第六造営注仏教遺跡参照。
26 貴布禰社毎日参詣	1人	賀茂社家より毎日参詣した。別に精進頭も毎丑の日に参詣。
27 貴布禰端社神子	1人	惣代巫、平素賀茂神主の代役を勤めた。自賀茂置之とあるが異姓の可能性もある。
28 同不動堂看坊	1人	貴布禰不動堂の留守坊。
29 同奥社護摩堂看坊	1人	奥宮護摩堂の留守坊。
30 同奥端下番	4人	二ヶ所各2人。谷之者共勤之。後掲貴布禰裁許状参照。
31 賀茂供僧 <small>かそう</small>	21人	神主の補任によって供入し、その執達により権大僧都、法印の勅許がある。天台、真言二宗に両属し本山には属さず。継嗣は師承、実子などがあつた。皆社家の馱子とする習い。維新前まで21人で社司の員数と見合う。上級の僧侶。(京都府愛宕郡村誌)
32 同中方三綱 <small>ちゆうほうさんこう</small>	3人	中方は三方の一、寺院や法会の雑役に従事する下級の僧侶。三綱は寺院中の僧を統率し寺務を司る三人の役僧、上座・寺主・都維那の称。三綱に意味を置く。供僧の下。
33 承仕 <small>じやうじ</small>	3人	寺院の内殿の掃除や荘厳仏具の管理、灯火香華の用意など雑用に携わる僧侶。
34 専當 <small>せんとう</small>	4人	寺院、神社の職、下級の雑事に従事する僧・神官

以上賀茂注進雑記の役名に従い職の概要を示した。下役人については須磨千類氏の研究が未完で依るべき資料を欠く。そこで、上表は下社の「10ヶ条区分注進書」(明治2年神祇官御役所差出控)を基礎に、「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」の氏人諸役人の記述の中の下役人の記載と、泉谷康夫氏の「上賀茂神社の神仏習合と分離」を参照しつつ作成した。「10ヶ条区分注進書」の氏人関係の役職の名称や内容は上社とほぼ同様で、下役人の名も上社と殆どが一致する。したがって役の内容の記載も上社に類似すると判断して大きな誤りはないものと推察する。

補注 2) 上賀茂社境内の地下人

須磨教授の地下人について包括的に紹介した小論「上賀茂社境内の地下人」を以下に抄録して参考に付する。

① 賀茂社の地下人：別称百姓、境内諸郷の耕作に従うとともに、一部が特定の社役を担い神社に奉仕する存在であった。

② 地下人の戸数、人数と居住地：作人数 213 名(内訳 梅辻 58、池殿 26、山本 37、中大路 65、南辻子 12、岡本 15)。耕作地は境内諸郷域内すべてに及ぶ。保有田地の規模別は、一町歩以上(26 名)、五反未満(152 名)、内一反未満は 79 名と極めて零細である(天文 19 年五ヶ郷検地帳)。

少し時代を下る別の資料でも 281 軒(内訳 岡本町 17 軒<釈迦堂一軒>、梅辻町 66 軒<安楽花堂・念仏堂各一軒、小屋二軒>、竹ヶ鼻町 41 軒<小屋二軒>、南辻子 18 軒<堂一軒>、中大路 51 軒<地藏堂一軒、小屋二軒>、池殿町 47 軒<池殿堂一軒、小屋一軒>、十楽寺・山本 41 軒<小屋四軒>)、小屋・堂を除く実数 260 軒となっている(天正 19 年上賀茂地下棟別帳)。これら家持地下人以外に相住みや氏人屋敷住み込みなどの者がいた。社家町以外の集落は資料不詳。

これらの地下人の農民集団は地下の長のもとに組織化し、「地下の惣」を形成した(「老名成」の儀)。

③ 諸役勤仕に対しては一定の給田(往来田)が支給されるか、恒例の給分・臨時の下行の支給があった。また社司・氏人の下人や奉公人などになる者もいた。

④ 地下の掟：「地下の惣」は賀茂社氏人惣中の進止の下にあつて様々の規制を蒙った。

i) 年貢・公事・懸銭等の賦課に対する未進、対捍の禁止。ii) 用水・山林利用の制限。iii) 権門への奉公など外部との特別関係の禁止、iv) 諸役田の売却・質入の禁止、v) 「老名成」についての氏人惣の認可、vi) 逃散の禁止、vii) 盗犯等の禁止。罪は死罪、在所払い、作職没収。

二) 貴布禰争論裁許状

62) 右貴布禰谷之在家人者六十余人云々。右とは地下役人の「同端下番二ヶ所四人 谷之者共勤之」を承けていう。以下争論の由来を記している。本文によれば貴布禰在家人(谷之者)の役割は次の二つにかぎられていたが「然近年驕輩不随賀茂下知(しかるに近年驕輩が賀茂の下知に随はず)」この「賀茂社の旧例と支配権を破って貴布禰社の祭祀に関わろうとする者が出てきた」こと指摘して争論の根本は貴布禰社の祭祀権を廻るものであったことを匂わす(実際は社田の帰属の争いも兼ねた)。賀茂社の旧例では貴布禰在地の者共の役割は①「年中賀茂より奉獻の神供唐櫃これを舁ぎ運ぶこと」②「常は神庭の掃除下番と、小破の修理を賀茂より(来て)これを勤める時に夫役等これを勤める」等の雑役に限られ「神役は昔より勤めること御座無く」と神勤に携わることが禁じていた。以下幕府の裁許で賀茂社側の言い分が通ったことを記すが、その前に賀茂社と貴布禰社との関係の顛末を振り返っておく。

なお、明治維新の神社改正によって明治四年(1871)五月十四日付で官幣中社とされ再び独立した。

補注 3) 賀茂社と貴布禰社との関係概史

林屋辰三郎、村井康彦編「京都市の地名」平凡社刊日本歴史地名大系 27 による。

① 独立神社の時代：延喜式神名帳には、「愛宕郡貴布禰神社名神大。月次、新嘗」と記す。貴

船山麓に本社が、川上 500m に奥宮があるが、もとは逆の関係で今の本社が遥拝所であった。
なお、^{みょうじんたいしや}名神大社の「名神」とは諸国神社(天神地祇)のうち特に靈験のすぐれた「名社神明」の高名の神を称し(三代実録貞観五<863>年三月四日条)、大社は延喜式における官社の社格で総数 2861 所、3132 座のうち大社は 353 所、他は小社。創建は玉依姫が黄船に乗って淀川から賀茂川を経て貴船川畔のこの地上陸し、本来木生根の神(樹木の生い茂る山林の神)として地域の地主神であった(鞍馬蓋寺縁起)。平安遷都後、賀茂川の水源地に祀られているため、祈雨祈晴の神、治水の神とされ弘仁九年<818>大社に列し、神階従五位下を授かり、祭日には祭料が奉幣され、炎旱霖雨ごとに奉幣使が遣わされた。賀茂川の河上の意から河上社、河社と呼んだ。

②賀茂社の末社になる：この賀茂川上流の河上神の貴布禰社が鴨県主家の御阿礼神と結び付いて上賀茂社の末社となった(伴信友、座田司氏元宮司などは当初より賀茂の祭神とされる)。その時期は寛仁元年(1017)以前と察せられる(同年十二月一日、賀茂上下社の末社の片岡社、河合社と並んで正二位の神階を授かっている<日本紀略>)。天喜三年(1055)の洪水で社殿を奥宮の地から現在地に移設した際奉幣使が賀茂社と貴布禰の両社に遣わされた(扶桑略記)。賀茂社炎上の際には神体が貴布禰社本社に移され、貴布禰社の神体は新宮に移された(永昌記、嘉承元年<1106>4月13日条)。

③ 争論の記録：イ) 応安五年(1372)：この頃上賀茂社人と貴船社人が境界を争い(続史愚抄 10月25日条)、この日後光厳上皇が社地を上賀茂社に附されたことによる対捍。ロ) 康暦元年(1379)：上賀茂社神人が鞍馬衆徒と対立し、鞍馬街道を閉めて鞍馬参詣人や住人の通行を止め、貴船社の神宝を奪い在家を破壊し、ために貴船社が荒廃して祭神を一時上賀茂社に移した(花営三代記同年1月1日条)。ハ) 元和二年(1616)：貴船社側が幕府に社殿の朱印について争論を起こし訴えたのが始まり。翌年上賀茂社よりも貴船社領の朱印の給付を願う請文を提出。以後寛永期を通じ両社間に訴訟が継続し(貴布禰社訴論記<賀茂県主社家文書>)、寛文四年(1664)漸く今回の裁決に至ったもの。

63) 其御裁許状之御文言：寛文四年六月四日付、江戸幕府発給賀茂社家中宛。幕府は寺社奉行井上河内守正利、加々爪甲斐守直澄の二名と、老中阿部豊後守忠秋、同稻葉美濃守正則、同久世大和守広久計五名の連署、幕府側は最高級の重要文書扱い(但し加々爪直澄の寺社奉行就任は記録では寛文五年十一月十一日で、寺社奉行としてこの文書に登場するのは疑問が残る<当時は大番頭>)。なお、將軍は4代家綱、賀茂神主は松下民部大輔矩久。「覚」は近世文書様式の一、覚書(memorandum of understanding)のこと、自分の記憶のために書き記す意。全十一箇条。第一条(貴布禰社を賀茂社摂社とし、賀茂社支配の認定)：①「貴布禰が賀茂社の摂社である事は旧記にも明白で、かつ賀茂社には証文も歴然と残る」こと、②「先例通り賀茂社の支配に従わねばならない」こと。第二条(賀茂社による祭祀専権の認定)：「神事、祭礼、神供、修理などは賀茂から来て勤めたことは間違いない」「従って今後も(弥)その通りとする」こと。第三条(貴布禰之者の神供禁止)：「賀茂から相勤める神事、祭礼以外に、貴布禰の者が私かに神供を供えてはならない」。

第四条(賽銭・幣物の賀茂社支配)：「貴布禰社の散銭、幣物は賀茂から支配すること」、散銭は賽銭、幣物

は幣、賀茂の取分とする。

第五条（貴布禰之者の守札・牛王^{ごおうほういん}発行禁止）：「札（守札）や牛王（牛王宝印のこと、神社の発行する模様入りく鳥などの模様）の護符、裏に起請文を記す）は賀茂の沙汰〈命令〉以外に貴布禰の者が私くひそかに作ったり発行したりしてはならない」。

第六条（雑役従事の命令）：「賀茂から参向して神事を執行う時に、貴布禰の者共は先例通り役儀を勤めるべきこと」（役儀は、注記に、日供、唐櫃、両官く禰宜と祝）の装束、沓、などを谷之神人く貴布禰の者共の通称）が持運ぶことをいう）。

第七条（谷之者の昇殿禁止）：「谷之者は、許し無しに貴布禰の神殿、拝殿、賀茂の番所へ濫りに昇ってはならない」。

第八条（貴布禰谷山の賀茂社支配）：「貴布禰谷山の儀（貴布禰谷の領域）は梶取明神（鞍馬川と貴船川二川の合流点、谷の入り口にある下照姫命を祭神とする貴布禰社の末社）を南限とし、奥御前後山（奥宮の後の山）を北限とするが、賀茂社が先例の通り支配する」。「貴布禰神社の所用のある場合は賀茂の社家中の相談によって伐採する。一切私用のために伐ってはならない（止木^{とめき}の禁制）」。「山の物成（収穫・年貢）がある場合は社の神用に用いること」。

第九条（後方山林の管理と年貢）：「奥社の後山から芹生峠までの山林は貴布禰の者が支配する。^{うらいのごとく}（今まで通り）の役銭（老石五斗及び一貫五百文、米収寡少のため一部銭納とした）を出すこと。「屋作（家作）用に木を伐採する場合は賀茂に断ってその指図を受けて行なうこと」。

第十条（装束着用の賀茂差配）：貴布禰之者の装束の規制。近年賀茂社の支配を排して吉田社の補任状で烏帽子狩衣を着用していることを不届と咎め、今後これを停止すること。^{きょうご}（今後）は谷の者10名に限って賀茂神主の許状の達しを得た後、立烏帽子、布（木綿）の黄衣の着用を許す。江戸時代「諸社禰宜神主法度」五ヶ条（寛文五年七月）によって全国の神職は祭式、位階、装束の着用などすべてにわたり吉田家の統制に従うことを通達しているが伝奏のある廿二社（貴布禰も廿二社の一に属する）は例外として伝奏に従うとされている。法度の前兆。ここでは賀茂伝奏の下にある賀茂神主の許状によるとし一段下の扱い。

第十一条（谷之者の罪科と籠舎）：貴布禰之者^{うしひ}籠舎の事。籠舎は牢に入れる（入牢^{じやうろう}）こと。二度に及ぶ。一度目は賀茂社から板倉周防守（京都所司代、板倉重宗、元和6年〈1620〉～承応3年〈1654〉在任）に「貴布禰の者が先例に背き、賀茂に随わないこと」を訴え、この不届（件）を落着（始末）させて投獄した。近年この裁決に再び背いた罪科は重大で、籠舎に付する旨示している（今回は寺社奉行、老中の通達）。^{きょくじきくご}「曲事」は法に背くこと、および違法として処罰すること。

ホ) 賀茂御裁許状之写

寛永四年以来の賀茂惣中の社司・氏人間の争論に決着をつけ終結させたもので二通からなる。①一通は神事・祭礼の分担をはじめとして惣の運営全般にわたる骨子を決めたもの。②他の一通は社職料に関する裁定。中世後期以来形骸化していた社職料を復元して神事の経済基盤を復活させた。いずれも同年六月廿二日付、寺社奉行、老中計五名の連署、宛先の賀茂社家中および「覚」の書式は貴布禰裁許状に同じ。

64) 「覚」（その一・賀茂惣中争論裁定全十三カ条）

第一条（氏人一方からの訴えの禁止）：「氏人側が社司と相談無く一方的に造営の件を訴え出たことを不届きと断じ」「向後は社司・氏人が双方相談の上一同でお上に申上げよ」と判示する。造営の訴訟の細目は不詳だが、これは例示で、寛永四年以降社司・氏人の双方が争論しお互いに幕府に相手を訴えることが相次いだこと全般を示しているのであろう。

第二条（神事・祭礼費用の社司負担）：「中古<室町後期以降>より社司が勤務負担していない（氏人中の代官五名が交番勤務、本文既出）が、今後は社司一同の分担とする」。分担していないのは財政的基盤を失い支出不能であったのが事実。後述のように今回往来田を再編整理して社職料を定め、また社領買戻しのため幕府から金八百五十両が下賜された（先述本文 p109）。

第三条（恒例御祈禱の分担は従来通り）：「如有来」。前条の詳論。神勤と費用の負担の双方を云う。社司・氏人いずれの神勤も社職料で賄うという意。「正・五・九月に森所で勤める祈禱の費用は自分相勤むべき事（自己負担とする）」この神事は「年中行事」に記述が無く何を指すか不詳（南柯記、系図にも記述はない）。森所も具体的にどこを指すか不明。ただ森所は一般に樹木の多く茂った森厳な神域のことで、この三回の節供に氏人が境内の「深所」で祈禱をする慣習があったのかもしれない。

第四条（臨時の御祈禱の分担）：「一社一同で臨時の御祈禱を行なう場合の卷数御祓は一社一同が負担して調達のうえ神主が代表して差し上げること」。卷数御祓は卷数木ともいい、梅の若枝や榊の枝に卷数（中臣祓の度数を記したものを結びつけたもの）を結びつけたもの。三、四条のような些細とも見える事項の分担も書き記さねばならなかった程社司・氏人間の対立は深刻だったのであろう。

第五条（御朱印状宛先の解釈）：「朱印状<社領安堵の將軍発給の書状>の宛先は社家中と書かれているがこの社家とは上下なく神社奉仕の輩全員を意味する、朱印状は社司・氏人が揃って（立会いのもと）封をして蔵に収蔵すること。

第六条（社司補任の制法・七家の制）：「従来社司を相伝してきた松下、森、鳥居大路、林、梅辻、富野の六家に新たに岡本宮内（当時神主・岡本宮内少輔保可の子孫）を加えた七家でもって、神主、正禰宜、正祝、権禰宜、権祝と片岡、貴布禰二社の禰宜、祝の九官を相伝させる（社職と称する）」。「それ以外の新宮、大田、若宮、奈良、澤田、氏神の六社の禰宜と祝の十二名は社家中の相談で相応の人物を先例の通り賀茂伝奏に言上（推挙）して任ずること（撰定補職と称する）」。ここに各社職就任の資格が決められて七家（社家）とその他氏人の家格が截然と区別された。これにはさらに一波乱があり享保の五家騒動を経て最終的に決着する。先例の通りとは氏人次第転補のことを意味する（従って氏神社祝の補任が実質上意味を持つ）。明治2年七家の制は廃止され次第転補に復した、同年の御籍で貴布禰祝は氏人出の東辻清基となっている。

第七条（結番名籍札記載の席次）：「神前勤番の札（の席次）は先例の通り社司の子供（の名）を最初（筆頭）に書載せること」。神前勤番の札とは所謂「御籍（名籍）」のことカ。「結番」は16才以上の氏人を21番に分けて、番毎に社司一人を首位に置きその下に15～16名の氏人を配して列叙し次第転補の法によって律したもの。「御籍」は21番に列記する人の名、位階を記入した横長の札を云う。東局に吊り下げる。この結番の冒頭に21名の社司の子の名から記載せよとの定め。なお、維新前最後の明治2年8月の御籍には社司の子の名は冒頭に記載されていない（例えば権祝鳥居大路治平の子恕平は1番の序列10位）。同年の七家の制の廃止を反映したものであろう。その時結番も10番から21番に変更されたと思われる。

第八条（年中神事の旧例催行、断絶神事の復活）：「年中神事は従来通り執行」するが、断絶している祭礼

で唯今自分と為て興行相叶うに於ては社家中相談を以て取立てる可きこと。自分として興行相叶うとは、自費でもって（幕府の祭事料^{げきごう}下行八百五十両を使わずに社家中の自弁で）の意。取立ては復活を許す意。第九條（貴布禰田の氏人班給確認）：「貴布禰田は従来通り氏人に配分」。「社司から氏人が押領していると訴えているが古来の証文によって認められない」。但し書き以下は八条と重複カ。貴布禰田を氏人が押領したのでない旨の裁定には経緯上問題がある。須磨千頼氏は岡本郷検地帳の享禄五年(1532)分と宝徳三年(1451)分を対比した結果、従来「貴布禰禰宜・同祝田」として両官の給田とされていた二町五反が一反ずつ「一反田」と名を変えて氏人惣中の知行田に変じていること、そして一反田の性格は天文十九年の検地帳には「往来」と表記されて往来田と変わらぬものになっていると指摘されている。総計五町歩余の面積の貴布禰田が一反田として氏人に一反ずつ配分された時期は文明十七年(1485)氏人中置文によって同年のことと検証された（同氏、〈賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究〉、なお、本文 p-104 文明十五年〈親継卿記〉、貴布禰両官申訳計会辞退当職云々 参照）。本文の「支配二百年以上也」との注記はこの意味で正しい。

第十條（神山山林の伐採）：神山山林は神山に限らず広く社領の山林のことと思われる。これは「神用に限り社家中の相談で伐採しうるが、私用のための伐採を禁ずる^{とめま}止木の制」。下刈は社家氏人ともに許される。

第十一條（葵進上規制）：「社司・氏人夫々毎年代表一人に限り東下献上を許すことにした」。おそらくこれまで双方が進上に仮借して競って多数が濫訴に及んだのであろう。

第十二條（会議集会・月奉行等の惣の評定機関）：「賀茂中の儀（惣の運営）は社司・氏人双方より月奉行相定め万事沙汰仕る（全般を執行す）べきこと」。双方を代表する同数(21 員)の月奉行に惣中の運営全般を委ねることが定まった。本件は「補注 4」に後述する。

第十三條（神道専念等）：「神道専らとし・邪曲存ぜず、邪曲存ぜずに神仏混交の排斥の徴候があるのか。「先例を守り新儀を企てるべからず」、先例墨守主義で新事業や新教義を排除する。後の烏伝神道などはこの法度に反することになる。

65) 「覚」(その二・社職料と社司家領の新付全六ヶ条及び目録)

室町後期以降永年失われていた社職料を復活して、氏人十人が代官として神勤していたのを、社司が勤めることに復旧させた。社職料及び家領の総計は 250 石 4 斗 6 升 5 合、これは氏人中惣納^{そうおさめ}、社僧中総納、柳芳軒など 4 寺院の寺領から取除いて振替えた。なお、これら取除き分は幕府の金子 850 両の付下しによる社領の買戻しで補完されたのであろう。また別に、賀茂祭用に 551 石 8 斗、臨時祭用に 306 石 5 斗計 858 石余が二条蔵から^{げきごうまい}下行米として下げ渡され祭事社頭の費用と神職への下行に宛行れた(もっともその時期は夫々の祭の復活後であろう、旧愛宕郡村誌)。なお、惣納は氏人中から共通費用として惣への納入分。新規に賦課したうえ社職料に配布したのか、従来惣納されていたものを振替えたか要検討。

①取除き分

条文	取 除 先	石 高	理 由
第 1 条	氏人中惣納 ^{そうおさめ}	58 石 4 斗 8 合 6 勺	往来田、貴布禰田、家領等が別にある故。
第 2 条	社僧中総納	95 石 1 斗 1 升 7 合	供田、寺領等が別にある故
第 3 条	^{柳芳軒} 無住 4 寺の寺領 以下六	96 石 9 斗 4 升 1 勺	無住なのに寺領が給されている故。
	取除き合計石高	250 石 4 斗 6 升 7 合	

②新付配分目録

区分	職名	人数	石高	摘要
1)社職料	神主	1	15石	
	正禰宜 正祝	2	各13石 26石	
	権禰宜、権祝、片岡、 貴布禰 禰宜・祝	6	各12石 72石	
	新宮・大田・若宮・奈良・澤田・氏神社 禰宜・祝	12	各10石 120石	
	社職料計	21	233石	
2)家領	七家中梅辻・富野家	2	各8石7斗3升2合余	新家に付家領無し
	家領新付計		17石4斗6升5合余	
3)	新付石高総計		250石4斗6升5合余	

第4条(社職料の免):「社家中の相談によって免(年貢率)を定め、毎年等額(定免という)とすること。これは、社職料が俸禄制の現米高や扶持料(いずれも手取)でなく、往来田と同様に石高で高付した検地帳記載田畑であることを意味する。これに免(年貢率)を乗じたものが知行主の取分(免)となる。免割りという。免三つは30%、四つ二分五厘(42.5%)などという。検見、土免、^{はみ}定免法^{つちめん}などがあつた。いかに僅少かが想像できる。

第5条(売買・質入の禁止)

第6条(分割の禁止):親子兄弟、別家へ分割を禁ず。

なお、朱印地2572石に寛文年間以後に殿舎修理料として柗原新開地130石、深泥池164石余が加増された。

補注4)賀茂別雷神社の集会制度と一社職制

往来田制度と並んで賀茂の集会制度は全国的にも、国史上も賀茂に固有の制度とされる。これについては明治末の「京都府愛宕郡村誌」の記述を嚆矢とし、その後昭和初期に児玉幸多氏の論文「賀茂別雷神社の集会制度について」によってより詳細な紹介がなされた。前記須磨千穎氏の論文「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」も別の角度からこれを取上げている。この三つの資料によりながら以下に要約する。

①集会の起源

起源についての詳細は不明(文禄2年<1593>の文書「老若一同」、慶長6年<1601>「評定衆置文」の語が残るがさらに遡ることは必定)。

元来、賀茂の社家はすべて賀茂氏で一姓平等の氏人と称してきた。事実がその通りであるなら集会は氏族会議である。古来氏人間では社職は次第転任で氏人は皆社司や神主になりうると言われてきたが、奈良時代や平安時代の系図には次第転補や一姓平等の証拠はない。上賀茂社の集会の起源は極めて古いとみなされるが、それが次第に整備されるに至ったのは全国に42カ所の社領を保有し社務が複雑化する平安末期の頃であろう。加えて氏久神主以来の社司氏人の対抗が組織化を促した。鎌倉時代に氏久の子孫の社務職独占を契機

として氏人の社司側に対抗する組織として制度を整備確立していった。寛文4年の江戸幕府の裁定の後も表面上は和解しながら事により内訌を続けた。幕府は裁定で、万事に「社家中相談」「双方相談」を強調し双方の融和一致を図る機関としての役割を集会に期待した。

②集会制度のあらまし(但し寛文4年裁定後の姿)

	集会の名	権能	構成	摘要
(1)	立会参会 (寄合・社司 評定寄合)	惣中の最高評議機関 ・一社の諸務の処理(神事・祭礼ほか神領内の全案件) 議題 ・会日迄の諸事報告 ・領民の諸種訴訟 ・公武他領との通達交渉	社司と氏人総代各21人計42人 ・社司(七家社司9, 撰定補職12) ・氏人総代(六役と評定衆15人) ・六役(沙汰人3, 雑掌2, 執筆1) ・「恒例(式日)寄合」(2, 7の日), 「臨時寄合」「勘定寄合」(毎27日, 算用状評議)。 ・沙汰人が交代で議案準備披露	寛文4年の裁許後設置 (万事立会相談の趣旨) 総代21人は往来田帯有者140が有資格(除く忌, 取過, 宿, 奉公人), 毎年二月朔日改選, 形式上圖取, 実は寄合で決定。 沙汰人宅か評議所で開催
(2)	小寄合	社務中立会参会に付議無用の議案の評決	神主・月奉行・六役の11人 ・月奉行: 社司・評定人各2交替選任, 一社代表で事に当る	議案の立会参会と小寄合付議の振分は沙汰人が沙汰。
(3)	老若寄合	立会参会の諮問機関 (元は一社一統決断所) 「勘定寄合」の日のほか会日はなく, 臨時の開催	十手代表各1又は2人の寄人。 ・手は氏人140人を十番に割組 ・寛文4年以降社司が2~3人加わり16~17人組。欠席には本人の選んだ代人を立てた。 ・六役・月奉行が議案諮問(議決権なし)。	・手組: 東より地域家次に編成(1番衆~10番衆) ・手は祭事・社務の動番単位を兼ねた(折袴, 貴布禰・氏神社参拝, 下鴨参詣, 競馬棧敷の位置割振, 触, 山川の場決)。
(4)	三手参会 (三手總會)	元来無足の若衆の寄合 年行事(出納), 蔵奉行, 書籍奉行, 系図保管書継, 山林管理, 社辺清掃	東手, 中手, 西手三手毎に寄合(中, 西は共同)。初参16~20才。 年限は55~58才迄(官中等への出仕者が増えて延長傾向)。	最大関心事の精進頭順位, 往来田当り順を実質沙汰(立会参会も決議尊重)。三手文庫を創設。

③賀茂一社職制(「惣」の運営組織)

[惣]は中世に出現した村落共同組織の呼び名である。惣寺、惣社、惣荘、惣郷、惣国(郡規模の組織)などと記されその全体組織が惣である。惣は惣結合で共同体構成員の組織である。信仰の拠り所としての神社、寺庵、付随する田畑などの共同財産をもち、祭祀を行い、山野・用水などの管理を行い対外的には近隣の惣や領主権力に対抗した。上賀茂の惣については戦中に清水三男京大助教授が名著「日本中世の村落」ではじめて取上げ、遺志を継いだ大山喬平京大教授や、須磨千穎教授など中世史家の研究が相次いだ。ことに須磨教授は賀茂社の古文書の記録を精細に分析しその成果を「中世における賀茂別雷神社氏人の惣に

ついて」(1~12、未完)として世に問われた。須磨教授は上賀茂の惣は領主権力である「社家」に対抗する「氏人」の自治共同体としてとらえて、その構造を明らかにされている。このように賀茂の惣は本質的に領主階層の「社家」に対抗する組織であったが、徳川幕府は相次ぐ「社家」と「氏人」の争論に手を焼いて、寛文裁定で「両者の共同自治組織」に変質させる道を選んだ。寛文以降の一社職制は氏人の惣の遺制を色濃く残しつつ融和平等の考えを取り入れたものである。注進雑記の諸役人と若干の重複があるが「愛宕郡村誌」に簡明な整理がなされているので以下に引用する(注進雑記と村誌の記述には若干時代による異同あり)。

- i) 社司二十一職：(詳細本文。世襲の七家の社司と新宮以下の撰定補職に分かれる)
- ii) 惣官(社務)： 神主兼帯当職して祭祀・行政を総理する。祭政一致である。
- iii) 評定：40人。社司20人、氏人より撰出20人。互選で以下の諸役に就く。専任は20人。
- iv) 沙汰人：3人。七家の社司、選定補職、氏人選出の評定から各一名。諸役人の定員3人は同様に選出。二名以下の場合には氏人選出の評定が就任。
訴訟、戸口、庶務、会計、上司の命令・社則等の社家・郷民への触れ廻し。
- v) 雑掌(一社惣代ともいう)：2人。一社を代表して公武への上奏、宣旨その他の命令を受けて沙汰人に伝告など執奏執次にあたる。参朝、公署に出入して文書に署名。署名出仕は必ず七家社司が一人加入し内奏情願の宿弊を予防。
- vi) 執筆(物書)：1人。上奏申請他の文書および諸記録。
- vii) 蔵年番：3人。貢米の収納、諸役米、下行米の支給。
- viii) 修理方：3人。殿舎ほか建造物の修繕。工匠には正大工、権大工、棟梁、権棟梁があって世襲し苗字帯刀を免ずる。
- ix) 山奉行：3人。境内営林および祭用材伐採を掌る。
- x) 川奉行：3人。河川を管理し祭供の魚漁をも掌る。
- xi) 造作方：2人。社家以下郷民家作の許否を掌る。過分の造営新造を節制する。
- xii) 月番(月奉行)：4人。月交替で、前記諸役人、七家の社司、選定補職、氏人選出の評定、各1人。日勤し諸般の事務を監理し且つ補助する。うち神主は常勤せず常任3人。
- xiii) 若役：定員不定。140人の氏人以外の十六歳以上三十歳までの若衆。沙汰人の補助、社家人別帳を総括し会議開催および諸通告を掌る。

(第七 釈注 完・平成16年12月18日)